

## 令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更届出について

### 1 目的

令和7年9月26日付で認定をうけました、市内循環バスに係る「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)の令和8年度(令和7年10月～令和8年9月)の計画内容に以下の変更が生じたため、国土交通大臣へ計画変更を届け出ることについて当協議会に諮るものです。

### 2 変更内容

「修正後」別紙赤字部分のとおり

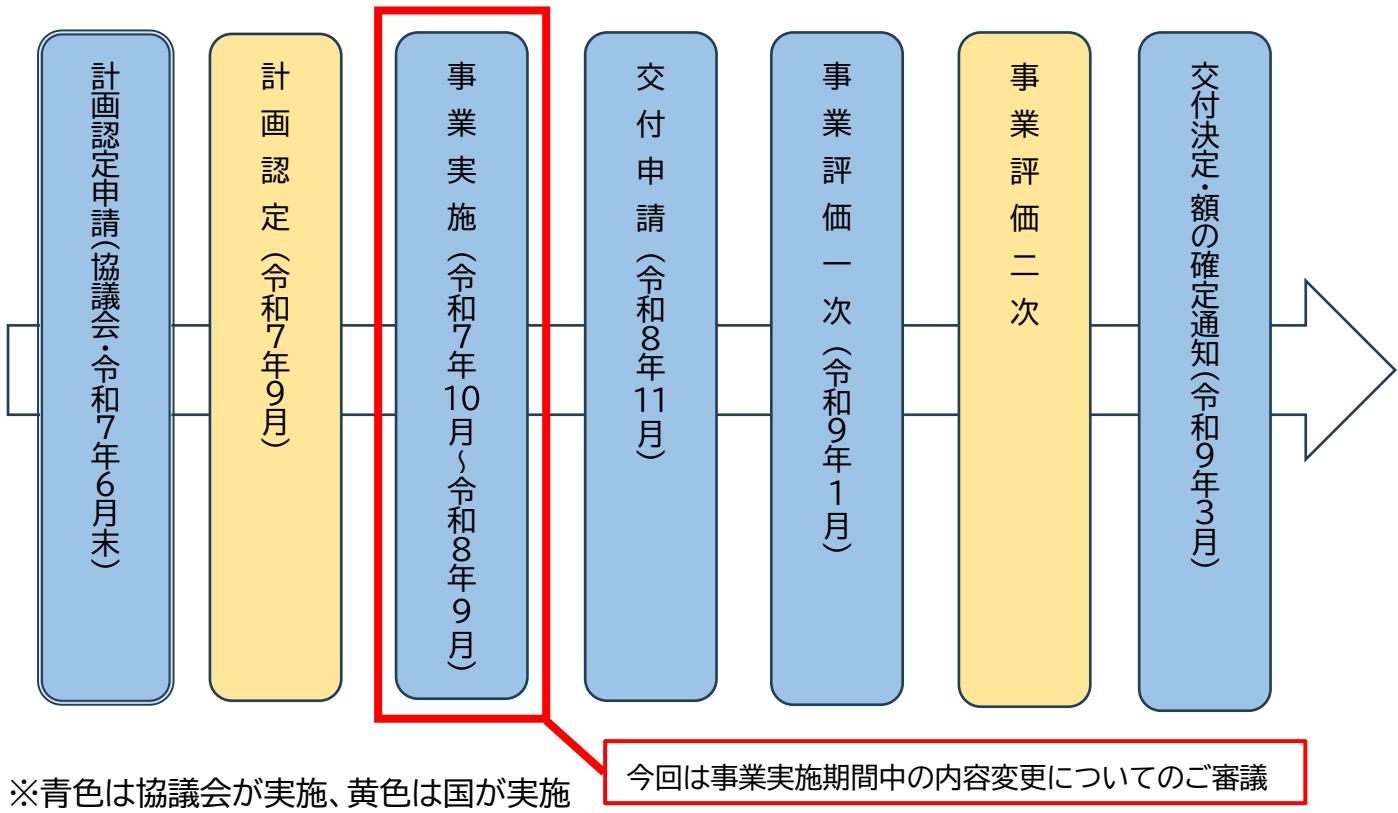
- ・令和7年10月に納車を予定していた車両4台のうち2台の納車時期が、生産のずれにより同年11月となったことから、購入年月を修正(表6)
- ・上記の変更に伴う協議会開催状況の更新(別紙)

### 3 ご審議いただく内容

次の(1)～(3)までの申請書類一式に記載の申請内容についてご審議ください。

- (1) 地域公共交通計画変更届出書
- (2) 地域公共交通計画別紙
- (3) 表6 車両の取得計画の概要

### 4 今後のスケジュール(予定)



陸上交通様式第1（日本産業規格A列4番）

令和8年1月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 行田市地域公共交通会議  
住 所 行田市本丸2-5  
代表者氏名 会長 横田英利

地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和7年11月18日

○ 変更箇所

地域公共交通計画別紙

表6 車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）

○ 変更理由

一部路線に導入する車両2台の納期が令和7年11月にずれ込んだため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年6月25日

## 行田市地域公共交通会議

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

本市においては、広域幹線として市外との広域交通を担う鉄道（JR高崎線、秩父鉄道秩父本線）のほか、地域間幹線として近隣市のJR駅を発着地とし市内及び隣接市の各拠点を連絡する骨格路線となる4系統の路線バスが運行されている。これらの公共交通を補完する支線として、3系統の市内循環バス（南大通り線コース、西循環コース、観光拠点循環コース）を運行するとともに、市内全域を運行区域とする乗合型A I オンデマンド交通を運行することで、自動車運転免許証を所有していない学生、高齢者、障がい者等の交通弱者に対しての移動手段を確保している状況である。しかし、自動車の依存度が高く、将来的な公共交通の利用意向が高い状況とは言えない。

一方で、本市は少子高齢化の進展が著しく、高齢ドライバーの交通事故、自動車運転免許証の自主返納者の増加等により、自家用車がなくても移動ができる公共交通の必要性は一層高まっている。

今回、当該計画において認定申請する地域内フィーダー系統は、総合病院等地域の中核的な医療機関や鉄道駅等の公共施設など、利用者の移動ニーズに対応して運行しているものである。

本会議としては、今後も市民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へつながるよう、広域幹線や地域間幹線に接続する市内循環バスや乗合型A I オンデマンド交通の確保・維持を図るとともに、便利で愛される持続可能な地域公共交通の実現に取り組んで参る。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

- ・公共交通の年間利用者数が380万人（令和4年度実績380万人）を維持する  
※少子高齢化による人口減少の影響を踏まえ現状維持を目指す
- ・市内循環バスの収支率を17.2%以上（令和4年度実績15%）とする  
※令和10年度目標値20.4%の計画期間2年目における割合

（行田市地域公共交通計画 P77～79参照）

**(2) 事業の効果**

市内循環バスおよび乗合型A I オンデマンド交通を維持することにより、自動車運転免許証を所有していない学生、高齢者、障がい者等の交通弱者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域幹線、地域間幹線、支線の有機的な連携により、外出機会の創出による健康増進や地域活性化にもつながる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

- ・市内循環バスとデマンドタクシーの見直し・再編（行田市）
- ・新たなモビリティサービスの導入（行田市・事業者）
- ・鉄道や路線バスを含めた公共交通ネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成、配布（行田市）

（行田市地域公共交通計画 P66、67、71参照）

<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。 また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者およびタクシー事業者を選定。なお、乗合型A I オンデマンド交通は、令和8年1月5日までは実証運行を行い、令和8年1月6日より本格運行に移行する予定である。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市内循環バスおよび乗合型A I オンデマンド交通については、その運行に係る経費総額 157,905,451 円のうち、行田市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入および国庫補助金を差し引いた差額分を負担する。
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業者からの提供資料等による鉄道、路線バス、市内循環バス、乗合型A I オンデマンド交通の年間利用者数の合計</li> <li>・市内循環バスの運賃収入額を運行経費で除した割合</li> </ul>
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

補助対象系統とする市内循環バスの南大通り線コース及び西循環コースでは、各2台の車両で路線を運行している。いずれの車両も耐用年数を大幅に上回る年数を経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全な運行を確保するとともに、快適性の向上による利用促進を図るために車両4台を購入する。

これにより、昨年度購入した観光拠点循環コースの車両1台とあわせて、車両5台が車両減価償却費等国庫補助金の対象となる。

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

### 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### (1) 事業の目標

- ・市内循環バスの利用者数2%増

令和6年4月～令和7年3月の南大通り線コース、西循環コース、観光拠点循環コースの利用者数 178,171人に対する2%増を算出

目標値 181,734人

#### (2) 事業の効果

新規車両への更新を行うことにより、安全安心な運行が確保できることに加え、燃費が向上するため、燃料高騰による運行経費の増え幅を抑えることができる。また、車両の老朽化に起因する故障等による修繕の費用を抑えることができ、運行経費が削減される。これらの効果として、収支率の向上が見込まれる。

## 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

### 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### 表6を添付

取得に係る費用総額 127,340,750円のうち、行田市から運行事業者への補助金額については、購入費用から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

## 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

### 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### (1) 事業の目標

該当なし

#### (2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年5月23日令和7年度第1回行田市地域公共交通会議開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度決算の承認・令和7年度予算案の承認</li> <li>うきしろ号(乗合型AIオンデマンド交通)の運行内容の見直しについての承認</li> <li>ほか報告事項3件</li> </ul> </li> <li>・令和7年6月25日令和7年度第2回行田市地域公共交通会議開催(書面協議で承認)           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度地域内フィーダー系統補助の計画変更申請についての承認</li> <li>令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画認定申請についての承認</li> <li>交通不便地域変更申請についての承認</li> </ul> </li> </ul>	
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>令和4年に実施した公共交通に関する市民アンケートの結果や市民意見交換会の結果では、市内循環バスでは「目的地まで時間がかかる」「最終便が早い」などの意見があり、令和6年12月に運行終了したデマンドタクシーでは「地域によって自己負担額が多くなり不公平がある」「利用可能な時間帯が短い」などの意見があった。</p> <p>これらの意見を参考にしながら、令和7年1月から実証運行を開始した乗合型AIオンデマンド交通の運行時間や運賃を決定した。また、実証運行期間中においても、利用者などから寄せられる声について随時検討し、見直しを行っている。</p>	

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県行田市本丸2-5

(所 属) 行田市役所 市民生活部 交通政策課

(氏 名) 伊藤 充洋

(電 話) 048-556-1111(内線284)

(e-mail) koutsu@city.gyoda.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	修正前
				イ	ロ	ハ					購入等の種別
行田市	朝日自動車(株)	1	(1) 南大通り線コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	朝日自動車(株)	2	(1) 南大通り線コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	朝日自動車(株)	3	(2) 西循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	朝日自動車(株)	4	(2) 西循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	(株)大堰観光バス	5	(3) 観光拠点循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年3月			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

令和8年1月 日

## 行田市地域公共交通会議

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

本市においては、広域幹線として市外との広域交通を担う鉄道（JR高崎線、秩父鉄道秩父本線）のほか、地域間幹線として近隣市のJR駅を発着地とし市内及び隣接市の各拠点を連絡する骨格路線となる4系統の路線バスが運行されている。これらの公共交通を補完する支線として、3系統の市内循環バス（南大通り線コース、西循環コース、観光拠点循環コース）を運行するとともに、市内全域を運行区域とする乗合型A I オンデマンド交通を運行することで、自動車運転免許証を所有していない学生、高齢者、障がい者等の交通弱者に対しての移動手段を確保している状況である。しかし、自動車の依存度が高く、将来的な公共交通の利用意向が高い状況とは言えない。

一方で、本市は少子高齢化の進展が著しく、高齢ドライバーの交通事故、自動車運転免許証の自主返納者の増加等により、自家用車がなくても移動ができる公共交通の必要性は一層高まっている。

今回、当該計画において認定申請する地域内フィーダー系統は、総合病院等地域の中核的な医療機関や鉄道駅等の公共施設など、利用者の移動ニーズに対応して運行しているものである。

本会議としては、今後も市民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へつながるよう、広域幹線や地域間幹線に接続する市内循環バスや乗合型A I オンデマンド交通の確保・維持を図るとともに、便利で愛される持続可能な地域公共交通の実現に取り組んで参る。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

- ・公共交通の年間利用者数が380万人（令和4年度実績380万人）を維持する  
※少子高齢化による人口減少の影響を踏まえ現状維持を目指す
- ・市内循環バスの収支率を17.2%以上（令和4年度実績15%）とする  
※令和10年度目標値20.4%の計画期間2年目における割合

（行田市地域公共交通計画 P77～79参照）

**(2) 事業の効果**

市内循環バスおよび乗合型A I オンデマンド交通を維持することにより、自動車運転免許証を所有していない学生、高齢者、障がい者等の交通弱者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域幹線、地域間幹線、支線の有機的な連携により、外出機会の創出による健康増進や地域活性化にもつながる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

- ・市内循環バスとデマンドタクシーの見直し・再編（行田市）
- ・新たなモビリティサービスの導入（行田市・事業者）
- ・鉄道や路線バスを含めた公共交通ネットワークが一目でわかる公共交通マップの作成、配布（行田市）

（行田市地域公共交通計画 P66、67、71参照）

<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b>
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。 また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者およびタクシー事業者を選定。なお、乗合型A I オンデマンド交通は、令和8年1月5日までは実証運行を行い、令和8年1月6日より本格運行に移行する予定である。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市内循環バスおよび乗合型A I オンデマンド交通については、その運行に係る経費総額 157,905,451 円のうち、行田市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入および国庫補助金を差し引いた差額分を負担する。
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業者からの提供資料等による鉄道、路線バス、市内循環バス、乗合型A I オンデマンド交通の年間利用者数の合計</li> <li>・市内循環バスの運賃収入額を運行経費で除した割合</li> </ul>
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

補助対象系統とする市内循環バスの南大通り線コース及び西循環コースでは、各2台の車両で路線を運行している。いずれの車両も耐用年数を大幅に上回る年数を経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全な運行を確保するとともに、快適性の向上による利用促進を図るために車両4台を購入する。

これにより、昨年度購入した観光拠点循環コースの車両1台とあわせて、車両5台が車両減価償却費等国庫補助金の対象となる。

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

### 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### (1) 事業の目標

- ・市内循環バスの利用者数2%増

令和6年4月～令和7年3月の南大通り線コース、西循環コース、観光拠点循環コースの利用者数 178,171人に対する2%増を算出

目標値 181,734人

#### (2) 事業の効果

新規車両への更新を行うことにより、安全安心な運行が確保できることに加え、燃費が向上するため、燃料高騰による運行経費の増え幅を抑えることができる。また、車両の老朽化に起因する故障等による修繕の費用を抑えることができ、運行経費が削減される。これらの効果として、収支率の向上が見込まれる。

## 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### 表6を添付

取得に係る費用総額 127,340,750円のうち、行田市から運行事業者への補助金額については、購入費用から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

## 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

### 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

## 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### (1) 事業の目標

該当なし

#### (2) 事業の効果

該当なし

**17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

**18. 協議会の開催状況と主な議論**

- ・令和7年5月23日令和7年度第1回行田市地域公共交通会議開催  
令和6年度決算の承認・令和7年度予算案の承認  
うきしろ号(乗合型AIオンデマンド交通)の運行内容の見直しについての承認  
ほか報告事項3件
- ・令和7年6月25日令和7年度第2回行田市地域公共交通会議開催(書面協議で承認)  
令和7年度地域内フィーダー系統補助の計画変更申請についての承認  
令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画認定申請についての承認  
交通不便地域変更申請についての承認
- ・令和7年8月6日 令和7年度第1回行田市地域公共交通会議運賃協議部会開催  
乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」に高齢者と同乗する付添人の運賃についての承認
- ・令和7年10月15日令和7年度第3回行田市地域公共交通会議開催(書面協議で承認)  
「うきしろ号」の道路運送法第4条運行への移行についての承認  
道路運送法第4条許可へ移行後の「うきしろ号」の運賃についての意見聴取  
ほか報告事項1件
- ・令和7年11月21日令和7年度第2回行田市地域公共交通会議運賃協議部会開催  
(書面協議で承認)  
道路運送法第4条許可へ移行後の「うきしろ号」の運賃についての承認
- ・令和8年1月　日 令和7年度第4回行田市地域公共交通会議開催(書面協議)  
令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認(予定)  
令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更届出書についての承認(予定)  
「うきしろ号」指定乗降場所の指定基準および追加についての承認(予定)

**19. 利用者等の意見の反映状況**

令和4年に実施した公共交通に関する市民アンケートの結果や市民意見交換会の結果では、市内循環バスでは「目的地まで時間がかかる」「最終便が早い」などの意見があり、令和6年12月に運行終了したデマンドタクシーでは「地域によって自己負担額が多くなり不公平がある」「利用可能な時間帯が短い」などの意見があった。

これらの意見を参考にしながら、令和7年1月から実証運行を開始した乗合型AIオンデマンド交通の運行時間や運賃を決定した。また、実証運行期間中においても、利用者などから寄せられる声について隨時検討し、見直しを行っている。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 埼玉県行田市本丸2-5

(所 属) 行田市役所 市民生活部 交通政策課

(氏 名) 伊藤 充洋

(電 話) 048-556-1111(内線284)

(e-mail) koutsu@city.gyoda.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	修正後
				イ	ロ	ハ					購入等の種別
行田市	朝日自動車(株)	1	(1) 南大通り線コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年11月			一括
	朝日自動車(株)	2	(1) 南大通り線コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年11月			一括
	朝日自動車(株)	3	(2) 西循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	朝日自動車(株)	4	(2) 西循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年10月			一括
	(株)大堰観光バス	5	(3) 観光拠点循環コース	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	36	R7年3月			一括

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。